

私道の舗装整備方針について

伊達市建設部建設課

現在、市道以外の個人等が所有する私道について、市民の生活環境の向上を目的に「私道の舗装整備」を検討しています。

【要件】

- ・市街化区域内であること
- ・幅員がおおむね4.0メートル以上であること
- ・建築物及びこれに類する支障物件がないこと
- ・舗装整備をすることについて、当該私道敷地の権限を有する全ての者の同意があること
- ・道路が公道に接続している路線であり、行き止まりでないこと
- ・市道として路線認定することが、当面困難であると認められること

【費用】

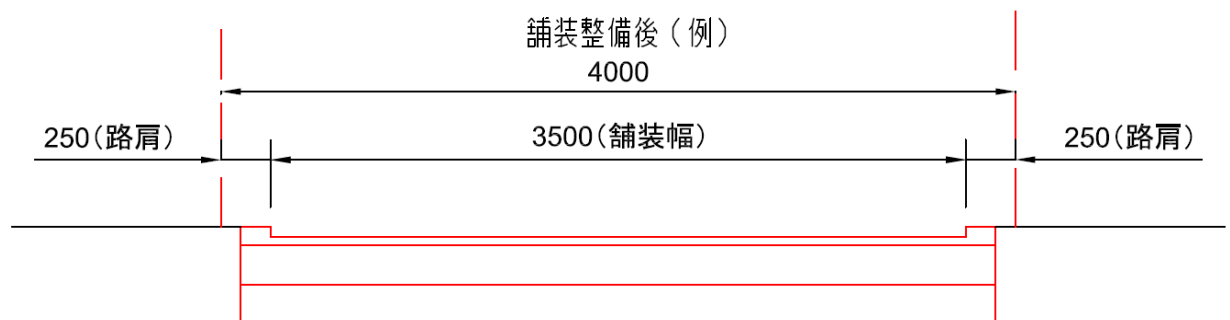
- ・予算の範囲内で、市が舗装整備を実施します（発注・費用負担は市）

【維持管理】

- ・私道の沿道住民、自治会等での管理となります

【その他】

- ・申請者は、単位自治会長又は沿道住民の代表者となります



お問い合わせ先 ～ 建設部建設課管理係 担当：阿部・鈴木
TEL：82-3293（建設課直通ダイヤル）